

情報を伝えて、被害を未然に防ぎましょう

～新たな手口等による悪質商法等に注意！～

昨年度末から年始にかけて、県消費者情報センター及び国民生活センターより、高齢者をターゲットとした悪質商法等の情報提供が別紙のとおりありました。

つきましては、被害を未然に防ぐため、各会員へ周知いただくとともに、友愛訪問活動等を通じた地域高齢者への注意喚起にご協力くださるようお願いいたします。

●海外からの賞金当選通知！？

「『賞金1億円当選の資格を獲得したので受け取るために手数料2千円を送るよ』という内容の封書が外国から届いた。心当たりがなく不審だ」というような相談が増えています。

「賞金が当たった」「当選金を受け取る権利がある」などという甘い言葉に惑わされてはいけません。懸賞等に申し込んでもいないのに当選することはありません。このような封書やダイレクトメール（DM）を送ってくる団体は、住所や連絡先もはっきりせず、詐欺的な手口といえます。手数料を送金しても賞金が手に入ることはまずありません。決して関わらないようにしましょう。



●水まわりの修理トラブル

「水まわりの修理はおまかせ下さい。見積無料、修理費用は3千円～」などと書かれた広告を見て修理を依頼したが、「修理後に高額な料金を請求された」「修理したのに直っていない」などの苦情が寄せられています。

相談の中には、故障の原因や状況の説明がないまま、洗面器や便器などの設備を交換され、高額な請求を受けたという事例もあります。

水まわりのトラブルは緊急を要します。日頃から止水栓や元栓の場所などを確認し、急な水漏れ等に対応できるようにしておきましょう。また、信頼できる業者の連絡先を控えておく等、緊急時に慌てないように備えておきましょう。



●〔買え買え詐欺〕にご注意！

「突然知らない会社から、『将来有望なA社が、徳島県在住の人限定で投資の案内書を

送っている。他県の人が欲しがっているので、A社から封筒が届いたら譲って欲しい。取りに行く』という電話があった。どうしたらいいか」という相談がセンターに寄せられました。

これは、未公開株や社債を「代わりに買ってあげれば高値で買い取る」「代理で購入して欲しい。謝礼を払う」と勧誘し、契約をあおる劇場型勧誘〔買え買え詐欺〕の典型的な手口のひとつです。



このような話には絶対に耳を貸してはいけません。もし、封筒が届いても業者には連絡せず、当センターや最寄りの警察署に相談するようにしましょう。

以上「徳島県消費者情報センター」より

● 消火器の次々販売

「男性が突然訪問し、「消火器の交換」と言われて2万円で交換、その後2カ月後にもまた同じ男性から「消火器の取り換え時期だ」と請求されて交換。計4回で8万円を払った」といった訪問販売に関する相談が寄せられています。

上記の他「耐用年数を過ぎている」や「1年に1回交換が必要」などと事実と異なることをいうケースもあります。設置義務や交換頻度などに関する決まりはありませんので、きっぱり断りましょう。



● 〔買え買え詐欺〕にご注意！（2）

「仏像のパフレットが送られ、その数日後、別の業者から、その仏像を90万円で買えば100万円で買い取ると言われた。さらに数日後、公的機関を名乗る団体から『問題のない優良企業』だと言われ信用。90万円を渡したが、その後連絡がつかない」といった、あたかも消費者が利益になるかのような説明で契約させようとする劇場型勧誘の相談が後を絶ちません。



いったん支払ってしまうと、業者との連絡が取れなくなり、取り戻すのは極めて困難になります。うまい話はありません。きっぱり断りましょう。

●カニの送りつけ商法に注意

突然カニ等の魚介類の勧誘等の電話があり、「買うと言っていないのに商品が送られてきた」「断ったのに商品を送ると言われた」などという送りつけ商法の相談が後を絶ちません。

上記の他「認知症の父に毎週カニが送られてきて、その度に支払をしてしまっている」といったケースもあります。

承諾していないのに一方的に商品が送られてきても、支払の義務はありません。勧誘されてもきっぱり断ることが大切です。



以上「国民生活センター」より